

教職第 694 号

平成22年7月15日

各教育局長 様

教 育 長

教職員の服務規律の保持について（通知）

このことについて、各道立学校長及び各市町村教育委員会教育長に対し、別添写しのとおり通達及び通知しましたので、適切に指導してください。

（総務政策局総務課人事グループ）

（総務政策局総務課決算・会計指導グループ）

（総務政策局教職員課人事法規グループ）

各道立学校長 様

北海道教育委員会教育長

教職員の服務規律の保持について（通達）

教職員の服務規律の保持については、従来から機会あるごとに注意を喚起してきたところですが、依然として不祥事が後を絶たない状況です。

今年度は、体罰事故が多数発生しているほか、交通違反・事故においては、中学校教員が酒気帯び運転及び速度超過により現行犯逮捕されるという悪質な事故が発生するなど、道民の学校教育に対する信頼を損なう憂慮すべき事態となっております。

これから夏季休業期を迎えますが、職員一人一人が、全体の奉仕者として公共の利益のために職務を遂行すべき責務を負っていることや児童生徒の手本となるべき立場にあることをあらためて自覚し、公務員としての自らの姿勢を正し、学校教育に対する信頼を損なうことのないよう、服務規律の保持に厳正を期す必要があります。

つきましては、各学校においては、特に次の事項に留意の上、所属職員に対する指導を徹底し、不祥事の未然防止と服務規律の保持に一層努めるようお願いいたします。

記

1 交通事故の防止について

本年度の学校職員の交通違反・事故（6月末日現在）32件のうち、道立学校職員は12件であり、前年度同月対比で2件減少していますが、児童生徒の交通安全教育に直接携わる教職員の交通違反・事故は、個人としての事故に止まらず、学校教育に対する社会の信頼を損なうものであり、児童生徒に与える影響も極めて大きく、決して許されることではありません。交通ルールの遵守と安全運転の徹底について、様々な機会を通じて所属職員に周知し、交通違反・事故の根絶に取り組むようお願いいたします。

また、夏季においては、観光やレジャーなどに自家用車を利用する機会が多くなり、交通量が増加することに加え、暑さからくる疲労や気のゆるみなどによる交通事故の増加が懸念されます。管理職員にあっては、自ら交通違反・事故を起こすことのないよう努めることはもとより、所属職員の交通違反・事故の防止に万全を期するよう、指導の徹底をお願いします。

なお、本年度は、交通違反・事故の調査中に、過去の事故の未報告が判明する事例がありました。このようなことは、公務に対する信用をさらに失墜させる事態となりますので、交通違反、事故を起こした場合は、校長に速やかに報告するよう、併せて指導をお願いします。

2 体罰の防止について

体罰は、児童生徒の人権や人格を侵害する行為で、いかなる理由があっても許されるものではなく、学校教育法第11条により厳に禁止されていることから、学校においては、その防止に努めなければなりません。

本年度の体罰による懲戒処分は、6月末日現在で既に5件のうち道立学校職員は2件であり、体罰が、教師と児童生徒の人間関係を一瞬にして壊してしまう行為であることをあらためて認識し、その防止に向けて、より一層の指導の徹底を図られるようお願いいたします。

3 個人情報の紛失について

個人情報については、その漏洩により、二次的な被害をもたらす恐れがあることなどから、

特に慎重な取扱いを要するものであり、これまでも厳正な指導・監督をお願いしてきたところですが、USBメモリの紛失など、本年度も6月末日現在で2件の懲戒処分を行っており、このうち道立学校職員は1件となっております。

各学校においては、学校職員の不祥事防止のための校内研修資料（平成21年9月10日付け教職第1003号総務政策局教職員課長通知）を活用するなどして、あらためて所属職員への指導を徹底するようお願いいたします。

4 公務員倫理の保持について

関係団体、業者等との間では、職務上の利害関係の有無及び名目の如何にかかわらず、公正な職務の執行に対する道民の誤解を招くことのないよう、次のことについてあらためて指導願います。

- (1) 接待を受けてはならないこと
- (2) 金品や贈答品を受け取らないこと
- (3) 便宜供与を受けてはならないこと

また、関係団体等に対して上記の趣旨を説明し、理解と協力を求め、率先して遵守するようお願いいたします。

5 わいせつ事故及びセクシュアル・ハラスメントの防止について

教職員のわいせつ行為は、児童生徒の心に大きな傷を負わせるだけでなく、学校教育に対する保護者や地域社会の信頼を著しく失墜させる行為であり、許されるものではありません。

つきましては、「教職員のわいせつ事故の防止について」（平成19年4月20日付け教職第108号企画総務部長通知）による指導を行うなど、あらためて指導の徹底をお願いいたします。

また、セクシュアル・ハラスメントの事故については、本年度、小学校教員に懲戒処分を行ったところではありますが、性に関する言動に対する受け止め方には個人間や男女間で差があり、親しさを表す言動であったとしても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせることがあることや、この程度のことは相手も許容するだろうという勝手な憶測をしないことなどについて十分認識するよう、あらためて職員に周知するとともに、良好な職場環境づくりに努めるなど、セクシュアル・ハラスメントの事故防止に万全を期してください。

わいせつな行為はもとより、児童生徒や保護者などからセクシュアル・ハラスメントであると受け止められる行動は、絶対に行わないよう厳正な指導をお願いいたします。

6 金銭事故の防止について

公費、私費いずれにかかわらず、学校が取り扱っている経費については、その取扱いについて批判や疑惑を招かないよう、適切な事務処理をすることが求められています。

管理・監督の立場にある職員は、内部牽制が十分に機能する校内体制について点検するなど、金銭事故の防止について万全を期すようお願いいたします。

(総務政策局総務課人事グループ)

(総務政策局総務課決算・会計指導グループ)

(総務政策局教職員課人事法規グループ)

各市町村教育委員会教育長 様

北海道教育委員会教育長 高 橋 教 一

教職員の服務規律の保持について（通知）

教職員の服務規律の保持については、従来から機会あるごとに注意を喚起してきたところですが、依然として不祥事が後を絶たない状況です。

今年度は、体罰事故が多数発生しているほか、交通違反・事故においては、中学校教員が酒気帯び運転及び速度超過により現行犯逮捕されるという悪質な事故が発生するなど、道民の学校教育に対する信頼を損なう憂慮すべき事態となっております。

これから夏季休業期を迎えますが、職員一人一人が、全体の奉仕者として公共の利益のために職務を遂行すべき責務を負っていることや児童生徒の手本となるべき立場にあることをあらためて自覚し、公務員としての自らの姿勢を正し、学校教育に対する信頼を損なうことのないよう、服務規律の保持に厳正を期す必要があります。

貴職におかれましては、特に次の事項に留意の上、貴管下学校職員に対し適切な指導を行い、不祥事の未然防止と服務規律の保持に一層努めるようお願いします。

記

1 交通事故の防止について

本年度の学校職員の交通違反・事故（6月末日現在）32件のうち市町村立学校職員は20件であり、前年度同月対比で4件減少していますが、所属職員を指導する立場にある管理職員によるものが2件あるなど、憂慮すべき状況となっております。

児童生徒の交通安全教育に直接携わる教職員の交通違反・事故は、個人としての事故に止まらず、学校教育に対する社会の信頼を損なうものであり、児童生徒に与える影響も極めて大きく、決して許されることではありません。交通ルールの遵守と安全運転の徹底について、様々な機会を通じて所属職員に周知し、交通違反・事故の根絶に取り組むようお願いします。

また、夏季においては、観光やレジャーなどに自家用車を利用する機会が多くなり、交通量が増加することに加え、暑さからくる疲労や気のゆるみなどによる交通事故の増加が懸念されます。管理職員にあつては、自ら交通違反・事故を起こすことのないよう努めることはもとより、所属職員の交通違反・事故の防止に万全を期するよう、指導の徹底をお願いします。

なお、本年度は、交通違反・事故の調査中に、過去の事故の未報告が判明する事例がありました。このようなことは、公務に対する信用をさらに失墜させる事態となりますので、交通違反・事故を起こした場合は、校長に速やかに報告するよう、併せて指導をお願いします。

2 体罰の防止について

体罰は、児童生徒の人権や人格を侵害する行為で、いかなる理由があっても許されるものではなく、学校教育法第11条により厳に禁止されていることから、学校においては、その防止に努めなければなりません。

本年度の体罰による懲戒処分は、6月末日現在で既に5件のうち市町村立学校職員は3件であり、体罰が、教師と児童生徒の人間関係を一瞬にして壊してしまう行為であることをあらためて認識し、その防止に向けて、より一層の指導の徹底を図られるようお願いします。

3 個人情報紛失について

個人情報については、その漏洩により、二次的な被害をもたらす恐れがあることなどから、特に慎重な取扱いを要するものであり、これまでも厳正な指導・監督をお願いしてきたところですが、USBメモリの紛失など、本年度も6月末日現在で2件の懲戒処分を行っており、このうち市町村立学校職員は1件となっております。

各学校においては、学校職員の不祥事防止のための校内研修資料（平成21年9月10日付け教職第1003号総務政策局教職員課長通知）を活用するなどして、あらためて所属職員への指導を徹底するようお願いします。

4 公務員倫理の保持について

関係団体、業者等との間では、職務上の利害関係の有無及び名目の如何にかかわらず、公正な職務の執行に対する道民の誤解を招くことのないよう、次のことについてあらためて指導願います。

- (1) 接待を受けてはならないこと
- (2) 金品や贈答品を受け取らないこと
- (3) 便宜供与を受けてはならないこと

また、関係団体等に対して上記の趣旨を説明し、理解と協力を求め、率先して遵守するようお願いします。

5 わいせつ事故及びセクシュアル・ハラスメントの防止について

教職員のわいせつ行為は、児童生徒の心に大きな傷を負わせるだけでなく、学校教育に対する保護者や地域社会の信頼を著しく失墜させる行為であり、許されるものではありません。

つきましては、「教職員のわいせつ事故の防止について」（平成19年4月20日付け教職第108号企画総務部長通知）による指導を行うなど、あらためて指導の徹底をお願いします。

また、セクシュアル・ハラスメントの事故については、本年度、小学校教員に懲戒処分を行ったところではありますが、性に関する言動に対する受け止め方には個人間や男女間で差があり、親しさを表す言動であったとしても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまうことがあることや、この程度のことは相手も許容するだろうという勝手な憶測をしないことなどについて十分認識するよう、あらためて職員に周知するとともに、良好な職場環境づくりに努めるなど、セクシュアル・ハラスメントの事故防止に万全を期してください。

わいせつな行為はもとより、児童生徒や保護者などからセクシュアル・ハラスメントであると受け止められる行動は、絶対に行わないよう厳正な指導をお願いします。

6 金銭事故の防止について

公費、私費いずれにかかわらず、学校が取り扱っている経費については、その取扱いについて批判や疑惑を招かないよう、適切な事務処理をすることが求められています。

管理・監督の立場にある職員は、内部牽制が十分に機能する校内体制について点検するなど、金銭事故の防止について万全を期すようお願いします。

(総務政策局教職員課人事法規グループ)